

べるびゅー大栄 デイサービス楽園

ご利用契約書

(株) べるびゅー大栄

株式会社 べるびゅー大栄 デイサービス楽園契約書

（以下「利用者」といいます。）と株式会社べるびゅー大栄デイサービス楽園（以下「事業者」といいます。）は指定通所介護・第1号通所事業（通所型サービス（独自））の利用について次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対して介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の意志に基づいて事業者が利用者に対して提供する介護等について必要な事項を定めることを目的としています。

第2条（契約期間と更新）

1. この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了日までとします。ただし、上記の契約期間の満了日以前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 前項の契約期間満了日までに利用者から事業者に対して文章により契約終了の申し出がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定等の有効期間満了日までとします。

第3条（介護計画の作成・変更）

1. 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」（ケアプラン）に沿って「通所介護計画」もしくは「介護予防通所介護（独自）サービス計画」を作成し、その計画に従ってサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合には、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、計画の変更を行います。
3. 前項の変更に際して、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
4. 事業者は、計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及び家族（代理人含む）に対し説明し、その同意を得るものとします。

第4条（介護サービス提供の記録等）

1. 事業者は、利用者の介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者及び家族は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

第5条（告知・説明義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者又は家族の同意を得ます。

第6条（利用料金等）

1. 利用料金は別紙1の通りとする。
2. ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は当日10時までに連絡下さい。

第7条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した介護サービスについて利用者家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
2. 事業者は、利用者、利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

第8条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第9条（秘密保持）

1. 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後、事業終了後、退職後も同様です。
2. 事業者は利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する個人情報を用いせん。

第10条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①利用者は、事業者に対して7日間以上の予告期間をおき、文書等で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ②事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヵ月前までに理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は利用者にかかる介護事業所に関する情報の提供や紹介、その他必要な援助を行います。
- ③次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時停止又は終了します。
 - ・ 利用者が要介護または要支援の認定でなくなった場合・・・一時停止
 - ・ 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をした場合・・・一時停止
 - ・ 利用者が、死亡した場合・・・終了

第11条（事故発生時の対応と損害賠償）

1. 事業者は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項において、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。

第12条（善管注意事項）

事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第13条（信義誠実の原則）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び家族、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

第14条（裁判管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び家族、事業者は予め合意します。

以上の契約の証として本契約書を二通作成し、利用者及び家族、事業者は記名押印の上、各自その
一通を保有します。

令和 年 月 日

契約者氏名

| | | | |
|---------|---------|---------------------|---------|
| 利用者 | (住所) | | |
| | (氏名) | | 印 |
| 家族(代理人) | (住所) | | |
| | (氏名) | | 印 |
| 事業者 | (所在地) | 鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005 | |
| | (名称) | (株) べるびゅー大栄デイサービス楽園 | |
| | (代表者氏名) | 代表取締役 | 砂原 博士 印 |